

## 函館市企業局職員の変則勤務における振替等に関する取扱い

### 1 目的

この取扱いは、「函館市企業局職員の勤務を要しない日（週休日）と勤務日の振替等に関する取扱い」（令和2年6月10日から適用）に定めるもののほか、8週16休型勤務等の変則勤務に従事する職員に対する函館市企業局職員就業規程（平成23年函館市企業局規程第17号。以下「就業規程」という。）第23条の規定による勤務を要しない日（週休日）と勤務日の振替および半日勤務時間の割振り変更（以下「振替等」という。）の適用に関し必要な事項を定めるものである。

### 2 用語の意義

この取扱いにおける用語の意義は次のとおりである。

#### (1) 変則勤務

通常勤務（週の勤務時間が38時間45分であり、週休日が日曜日および土曜日である勤務をいう。）以外の勤務をいう。

#### (2) 変形労働時間制

就業規程第22条および別表第1に規定する勤務のうち、一定の期間内の平均した週の勤務時間を38時間45分とすることにより特定の日において7時間45分を超えて、または特定の週において38時間45分を超えて勤務時間の割振りをする勤務形態をいう。

#### (3) 変形休日制

就業規程第22条および別表第1に規定する勤務のうち、日曜日または土曜日以外を週休日とする勤務形態をいう。

#### (4) その他の用語

「函館市企業局職員の勤務を要しない日（週休日）と勤務日の振替等に関する取扱い」に定めるところによる。

(参考)

通常勤務	・週の勤務時間は、38時間45分
------	------------------

	・ 週休日は，日曜日および土曜日	
変則勤務	変形労働時間制を伴わない変形休日制	・ 週の勤務時間は，38時間45分 ・ 週休日は，日曜日または土曜日以外
	変形労働時間制かつ変形休日制	・ 一定の期間内の平均した週の勤務時間は，38時間45分（週により勤務時間が異なる。） ・ 週休日は，日曜日または土曜日以外

### 3 変形労働時間制を伴わない変形休日制～8週間単位の変形休日制

- 変則勤務に従事する職員で，日曜日または土曜日以外を週休日とする場合については，就業規程別表第1のとおり8週間ごとの期間について16日の週休日を設けることになるが，変形労働時間制を伴わないときは同一週内（日曜日から土曜日まで）で2日の週休日を設けることになる。これにより，毎週の勤務時間は38時間45分となる。
- 振替等の結果，週の勤務時間が38時間45分を超えた場合には，100分の25の割増賃金の支払いが必要となる。（当該週において休日勤務手当が支給される時間は除く。）（函館市企業局職員の給与に関する規程（平成23年函館市企業局規程第25号。以下「給与規程」という。）第22条第3項）

### 4 変形労働時間制かつ変形休日制の場合～8週間単位の変形労働時間制

#### かつ変形休日制

#### (1) 8週間単位の変形労働時間制

- 変則勤務に従事する職員で，日曜日または土曜日以外を週休日とする場合は3のとおり8週間ごとの期間で16日の週休日を設けることとなり，その際に勤務割当（シフト）により1週間ごとの勤務時間を一律に38時間45分とすることができない場合については，これにより難いと認められる職員を除いて，8週間を単位とする変形労働時間制かつ変形休日制を適用することになる。

- なお、8週間単位の変形労働時間制は、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第32条の4に定める1年間単位の変形労働時間制に区分される。

## (2) 8週間単位の変形労働時間制と振替等の関係

8週間単位内における振替等の結果、事前に定めていた週の勤務時間を超えた場合は、当該時間を超えて割り振られた勤務時間について、100分の25の割増賃金の支払いが必要となる。（当該週において休日勤務手当が支給される時間は除く。）

- ※ 8週間単位の総勤務時間数（310時間）を超えない場合であっても、上記のとおり支払いが必要となる。（次の例のとおり）  
（給与規程第22条第3項）

例1 2週目の週休日に7時間45分勤務させ、7週目に当該週休日分を振替

	あらかじめ定めた勤務時間	振替後	振替による割増賃金の支払い
1週目	46時間30分	46時間30分	
<b>2週目</b>	<b>38時間45分</b>	<b>46時間30分</b>	<b>7時間45分の割増賃金必要</b>
3週目	31時間00分	31時間00分	
4週目	38時間45分	38時間45分	
5週目	46時間30分	46時間30分	
6週目	38時間45分	38時間45分	
7週目	31時間00分	23時間15分	
8週目	38時間45分	38時間45分	
計	310時間00分	310時間00分	

例2 6週目の週休日に7時間45分勤務させ、1週目に当該週休日分を振替

	あらかじめ定めた勤務時間	振替後	振替による割増賃金の支払い
1週目	46時間30分	38時間45分	
2週目	38時間45分	38時間45分	
3週目	31時間00分	31時間00分	
4週目	38時間45分	38時間45分	
5週目	46時間30分	46時間30分	
<b>6週目</b>	<b>38時間45分</b>	<b>46時間30分</b>	<b>7時間45分の割増賃金必要</b>
7週目	31時間00分	31時間00分	
8週目	38時間45分	38時間45分	
計	310時間00分	310時間00分	

### <振替および半日勤務時間の割振り変更の対象日の運用>

- ・振替等は、8週間単位内で、かつ、同一週内を基本とすること。

## 5 4 以外の変形休日制または変形労働時間制の場合

- 次の勤務の区分においては、週休日を、8週間に16日の割合で、かつ、4週間につき4日以上となるように設けることができないときは、週休日が毎1週間につき1日以上となるようにし、かつ正規の勤務時間を割り振られた日が引き続き12日を超えないようにする場合に限り、52週を超えない範囲内で定める期間ごとに週休日および勤務時間を定めることができる。（就業規程別表第1）
  - ア 市電の運行管理者または配車に係る業務
  - イ 市電の運転業務
  - ウ 電車乗務員養成所の教習生となった職員で、技能講習を受講する者
- 8週間単位を超える変形労働時間制については、労基法第32条の4に定める1年間単位の変形労働時間制となる。

## 6 その他

- 変則勤務に関する疑義がある場合は必ず管理部総務課と協議すること。